

カドマイスター2016 認定企業 決定



カドマイスター企業の製品や技術などを紹介する冊子

◆カドマイスター 2016 認定企業 (50音順)

企業名	主たる業種	所在地
株式会社愛和	プラスチック射出成型	四宮4丁目5-33
井上樹脂工業株式会社	プラスチック製品製造業、樹脂切削加工業	柳田町26-1
株式会社海洋堂	ハイクオリティの企画・製造・販売	柳町19-3
川本研磨株式会社	研磨業(ラッピング、ポリシング加工)	四宮3丁目9-29
株式会社京伸	一般板金加工、精密板金加工、レーザー加工	岸和田2丁目1-10
有限会社小山塗装工業所	金属焼付塗装、カチオン電着塗装	東田町12-27
鈴木刺繍	繊維・皮革製品類への刺繍加工	三ツ島1丁目34-11
株式会社ティエラ	除菌水生成装置企画・設計・販売	三ツ島6丁目25-3
株式会社東穂	プラスチック異形押出成形品製造・販売	江端町2-16
丸山塗装工業株式会社	各種外装塗装、一般建築・金物に関する塗装	殿島町14-13
株式会社三高製作所	プラスチック押出金型及び周辺機器の製作	四宮6丁目1-1

2月10日にカドマイスター認定委員会を開催し、『カドマイスター2016』の認定企業11社を決定しました。認定企業については、市内ものづくり企業の看板企業として、市ホームページへの掲載などにより市内外に広く発信します。

※カドマイスターとは、卓越した技術力を持つ市内のものづくりの企業

問合せ 産業振興課
☎06(6902)5966



川本雅弘氏が副市長に再任

4月1日付けで、引き続き、門真市副市長を拝命いたしました。微力ではございますが、これまでの経験を生かし、門真の飛躍に渾身の力を傾注いたしてまいる所存であります。

何とぞ皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

「市民ご意見番」を募集します ご意見お聞かせください

市民ご意見番とは、市の事務事業に対する「重要度」と「満足度」を、市民の皆さんに5段階で評価してもらう制度です。ご意見を参考に、今後の効率的・効果的な行政運営につなげます。自宅などからできるアンケートですので、ぜひご応募ください。市民ご意見番の募集については、広報かどま、市ホームページほか、市在住の人から無作為で抽出した8500人に郵送のご案内します。

市民ご意見番による評価の方法
下表の基本目標から関心の高い分野を1つ選択し、その事務事業の「重要度」と「満足度」をアンケート方式で5段階評価

※市政全般への自由意見も記入可

対象 市在住・在勤で18歳以上の市民
募集人数 3500人程度
応募方法 5月6日(金)までに、任意の様式に次の事項を記載のうえ直接または郵送
・6つの基本目標(下表参照)から評価したい基本目標の第1希望と第2希望の番号・住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別
※応募状況により第2希望となる場合あり
※評価結果は市ホームページなどで公表
※報酬はなし
応募・問合せ
〒571-8656
☎06(6902)5572

基本目標①	みんなの協働でつくる地域力のあるまち (広報・広聴活動、市民公益活動、行政運営など)
基本目標②	将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち (子育て支援、子どもの安心な暮らし、健康な体づくり、学力の育成など)
基本目標③	安全・安心で快適に暮らせる明るいまち (防犯対策、災害時対策、まちの顔づくり、道路・交通網など)
基本目標④	いきいきと人が輝く文化薫るまち (男女共同参画、生涯学習環境、地域文化など)
基本目標⑤	健やかな笑顔あふれる支え合いのまち (社会保障制度、高齢者・障がい者福祉、病気の予防対策など)
基本目標⑥	環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち (環境保全、公園・緑地、産業活性化など)



障害者差別解消法が施行

4月1日(金)から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されます。この法律では、行政機関や民間事業者などに対し、障がいや理由とする「不当な差別的取扱いを禁止」し、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで「合理的配慮の提供」を求めています。

このことにより、障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現をめざします。

◆行政機関や事業者の義務など
国の行政機関・地方公共団体

◆「不当な差別的取扱い」とは	障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を「拒否する」「制限する」「条件をつける」などの行為 (例) 障がいを理由に入店を拒否、アパートを貸さないなど
◆「合理的配慮の提供」とは	「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から意思表示があった場合に、その障がいに合った工夫や配慮をすること (例) 書類を渡す際に、視覚障がいのある人には読み上げる、聴覚障がいのある人には筆談する、知的障がいのある人には分かりやすく説明するなど

問合せ
障がい福祉課
☎06(6902)6054
人権女性政策課
☎06(6902)6079

新たな給付金 年金生活者等支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及ばない所得の低い高齢者などを支援し、平成28年前半の個人消費の下支えを目的とする臨時的な給付措置として、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

◆高齢者向け給付金
対象となる可能性のある人には、4月末から随時、申請書類を送付する予定です。

申請開始日 5月2日(月)

対象 次のすべてを満たす人
・27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)
・基準日に門真市に住民登録があり、27年度の市民税均等割が非課税の人
※基準日は平成27年1月1日
※課税者の被扶養者、基準日に生活保護を受給していた人、基準日から支給決定日までに

死亡した人は対象外
※年金受給の有無は不問
支給額 対象者1人につき3万円(1回限り)

申請方法
申請書類に同封の返信用封筒で、申請書を郵送

※詳しくは、広報かどま5月号と同時配布予定のチラシを参照

◆障害・遺族基礎年金受給者向け給付金
対象となる可能性のある人には、申請書類を送付する予定です。詳しくは決まり次第、広報かどまなどでお知らせします。

申請開始予定日 9月1日(木)

対象 28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人

※「高齢者向け給付金」の支給対象者を除く

臨時福祉給付金は 28年度も実施されます

臨時福祉給付金は、消費税の引き上げに伴い、所得の低い人に与える負担の影響を国が考慮した暫定・臨時的な給付措置です。対象となる可能性のある人には、申請書類を送付する予定です。詳しくは決まり次第、広報かどまなどでお知らせします。

申請開始予定日 9月1日(木)

対象 基準日に門真市に住民登録があり、28年度の市民税均等割が非課税の人
※基準日は平成28年1月1日
※課税者の被扶養者、基準日に生活保護を受給していた人、基準日から支給決定日までに死亡した人は対象外
支給額 対象者1人につき3000円(1回限り)

◆行政機関、事業者の義務など

対象区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者(個人事業者、NPO法人なども含む)	禁止	努力義務

振り込め詐欺などに
ご注意ください

市役所や厚生労働省などをかたる不審な電話や郵便があった場合はご連絡ください。

連絡先
門真警察署
☎06(6906)1234
門真市消費生活センター
☎06(6902)7249